

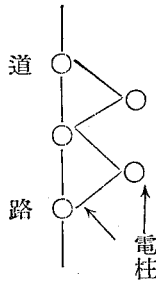
◎電柱建設の爲にする道路占用

取扱方法改正に關する陳情

電柱を建設すると否とを問はず、道路を占用する場合に於ては、道路管理者の許可承認を受くることを要し、道路管理者が、その出願を許可承認する場合には、監督官廳の認可を受くることを必要とするのであるが、此場合に於て其の占用方法が内務大臣指定の方法に準據して居るものであつたならば、其の認可を受くることを必要としないのである、而して内務大臣指定の方法に就ては、大正九年内務省訓令第十一號を以て定められて居るのであるが、其の規定が随分厳しいので、電気事業者又は鐵道軌道の經營者が随分困つて居る。

其の訓令第一條には道路の占用を許可承認するは、他に相當の餘地なく、道路を占用する緊切の必要がある場合に限るとあるので、道路側に餘地なき場合の外絶対に許可されない、例へば王子電氣軌道株式會社が、大正九年七月埼玉縣内道路(幅員四間)の占用を出願したのに、出願したる道路側に建造物あるが爲、民有地を使用し得ざる箇所の外は絶対に許可

しない、又同社が同縣地内に於て占用の許可を受けたる道路中、期限満了の爲繼續使用の出願を爲したるに對し、更に命令を追加して、建換の際は民有地に移轉すべき電柱を指定され、曩に許可を得た道路の占用權をも、解消さるゝこととなつた、且つ電柱の新設又は建換の際處々に餘地があつて、其の分を道路外に移轉すべきことを命令されたときは、電気工作物規程第二十二條に基き、八尺以上道路より隔離した設置に建設することを要するの結果



上圖のやうな體裁を作ることとなつて、連續建設を要する電柱に在つては建設不可能と爲るに拘はらず一向此不體裁、不經濟なることを顧慮されな

いのは遺憾である。

同訓令第四條には、電柱は道路の同一側に建設し、供側に路上建設物あるときは五間以上錯立せしむること及道路の曲角に建設せざること、爲つて居るが、此規定も亦困る。

(1)東京府に於ては、建柱の際水平支線柱を對側に設置する場合、其錯立距離五間以上ならざる時は、絶対に許可しない、

之れが爲め東京電燈株式會社の如きは、實行不可能の個所多  
 數あつて、其處置に困惑して居る。(2)關西電氣株式會社に於  
 ては、國縣道に屬する電柱總本數壹千四百十本に對して、縣  
 當局は道路上の對側支持物との錯立距離五間なき電柱(總本  
 數の二割五分)に對し、直に移轉すべき旨通牒した然るに位  
 置變更至難の個所夥しく困却して居る。(3)岡崎電燈株式會社  
 に於ては、對側電柱が遞信省通信線なる場合に於て建柱年月  
 の前後に拘はらず、會社電柱のみの移轉を命ぜられ居る、尙  
 甚しきに至りては、道路法及、之れに對する訓令の發布以後  
 に於て、既設、社線電柱の他側に於て、何等の拘泥なく遞信  
 省通信線及警察通信線の建設せらるゝ如き矛盾を表はして居  
 る。(4)岐阜縣下道路(縣道名古屋中津線)の兩側には、遞信  
 省特設電話用電柱(甲柱とす)と合名會社多治見電燈所電氣  
 供給用電柱(乙柱とす)と並行對立し、乙柱は十數年前建設  
 し、甲柱は道路法制定後に於て建設せられた、然るに其後乙  
 柱の道路敷占用期間滿了に付、繼續願を提出したるに、訓令  
 第四條に抵觸するとの理由にて移轉命令を受け、爾來其工事  
 を繼續中である、尙之れを經濟上より見るに、前記豊岡町地  
 内は、道路に沿ひ家屋櫛比し、従つて乙柱は一般に甲柱に比  
 し其長さ殆ど二倍し、且つ腕木其他電線支持物も、甲柱に比  
 し甚しく複雑し、工費を要する事約三倍以上を計上し、迷惑  
 すること夥し、之に類する箇所は他の地點にもありて移轉命  
 令を受け困却して居る、(5)石動電氣株式會社經營に係る、福  
 岡配電幹線第四號柱は、腐蝕して建替の止むなきに至り、大  
 正十年十一月二十二日付許可申請に對し、第四條第二項に抵  
 觸するとの理由で、却下せられたり、然るに該建替箇所は、  
 町の十字街にて對側には弱電流電線路柱ある故、電線路の方  
 向變換には同條項に抵觸せしむるの外他に處置の方法がない  
 今猶其の儘となし危険であるが纏縫的施設をして維持して居  
 る。(6)山梨縣に於て谷村電燈株式會社は、既設電柱腐蝕の爲  
 め、建替を要する所なれども、訓令に抵觸するものは、悉く  
 係官の指令を俟つべきことゝ爲つて困難を感じて居る。  
 以上の事實は當業者が、鐵道同志會に提出したもので、此  
 他電氣事業者が同様の困難に遭遇して居ることは事實である  
 から、何とか該訓令を改正して、緩和の方法を設けて貰ひた  
 いとの陳情を呈出した。  
 之に對し内務當局の意見を聞くと、田中土木事務官は曰く、  
 元來道路の占用なるものは、一般公衆通行の用に供する道路  
 を、或特定人に獨占せしむるものであつて、公衆の自由使用  
 を制限するものであるから、無制限に之を許すべきものでな

い、若し無制限に許すものとしたならば、道路の効果は遂に減却されることとなる、故に道路法に於ても、道路の占用は交通を妨げざる限度に於て、許可承認すべきことを規定したのである、元來電気事業者の如きは道路に付き如何なる理解を有して居るのか知らないが、僕等の眼から観るときは、事業者は道路用地を目して、不用官有地とも考へて居る心地がある、自己の都合のよい箇所を選択し、道路交通上の關係を考慮せずして電柱を建設する、試に見給へ路巾狹隘な道路に電柱が建設されて、此電柱が無かつたならば、自動車が行き止むことが出来ると言ふ道路が到る處に見受けるはないで

か、財政の豊富でない我國に於て道路を改良することは、容易の業でないから、現代道路を其の儘として路上障礙物を出來るだけ追つ拂ひ、交通の完全を期したい考であるから、如何に陳情しても此訓令は改正する處が、更に進んで此訓令の趣旨に合致する様既設電柱を整理したいと言つて居るから到底駄目であらう。

### ○ワールン氏招待會

翠綠濃やかな六月二十一日、本會の理事會を開き外國道路鋪裝事業の經營者たるワールンブラザース會社東洋派遣員の

一行を東京ステーションホテルに招待して、同氏の經驗談を聴くべく午餐を供した。(談話の内容は)

我國に於ては鋪道材料の一種であるアスファルトを生産して居ながら日本のアスファルト鋪道は、兎角其成績が芳はしくないと云ふ理由で、一ヶ年産額四萬噸以上あるにも拘はらず、之を空しく燃料に使用するのは天然物資の利用上遺憾である、若し之を有効に利用するならば八十萬面坪以上の鋪裝材料に充つてゐることが出来て、六大都市に於ける鋪道工事を同時にやつても不便を感じぬのであるから、何とかして之を使用することを考ふる必要があると言ふので種々調査の末「ワールナイトビチュリシツク」なる工法が日本に適するものと認められた結果今回本法の特許權所有者である、前記會社と日本石油會社とが提携して、日本、臺灣、朝鮮、滿洲に於ける實施權を取得して、其の事業の準備の爲來朝したのである、陪賓として日石社長副社長事業主任諸君も列席した。

本會よりは水野會長、堀田副會長、長岡、中川、比田、牧各理事、牧野、松本、田中、佐藤、三浦各幹事、都筑專任幹事出席したが、卓上水野會長は旅情を勞らひ挨拶を述べ、之に對しワールン氏の謝辭があつて、各自別席に入り得意の道路改良談を交へて、午後二時散會した。